

# 山梨県公報

第百八十四号

令和三年

四月十九日

月 曜 日

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第十二号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

○建築基準法に基づく道路位置指定……………一七五

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一七五

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………一七六

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一七六

○収去飼料の試験結果の概要……………一七七

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………一七九

○公共測量の終了(五件)……………一八一

○公共測量の実施……………一八二

○令和三年三月三十一日付号外第十三号中……………一八二

## 正 誤

## 告 示

### 山梨県告示第百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和三年三月三十一日

二 指定道路の位置 西八代郡市川三郷町市川大門字蓮台千九百七十二番三、千九百七十二番四、千九百七十五番三

三 指定道路の幅員 最大五・六八メートル 最小四・四六メートル

四 指定道路の延長 二十八・六七メートル

別表第二森林環境部の項を削る。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

本 出 先 機 関 庁

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「副知事」を「副知事 感染症対策統轄官」に、「知事秘書監」を「地域ブランド統括官」に、「リニア交通局長」を「リニア未来創造局長」に、「森林環境部長」を「林政部長 環境・エネルギー部長」に、「会計管理者 林務長」を「会計管理者」に改める。

別表第二知事政策局の項の前に次のように加える。

別表第二リニア交通局の項を次のように改める。

知事直轄組織	感染症対策統轄官補 感染症対策推進監 主幹
--------	-----------------------

別表第二リニア交通局の項を次のように改める。
------------------------

リニア未来創造局	リニア未来創造局長 主幹
----------	--------------

別表第二子育て支援局の項の次に次のように加える。

林政部	林政部長 企画調整主幹
-----	-------------

環境・エネルギー部	環境・エネルギー部次長 企画調整主幹
-----------	--------------------

別表第二森林環境部の項を削る。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令第第十三号

本 出先機関

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令第第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「副知事」を「副知事 感染症対策統轄官」に、「知事秘書監」を「地域ブランド統括官」に、「リニア交通局長」を「リニア未来創造局長」に、「森林環境部長」を「林政部長 環境・エネルギー部長」に、「会計管理者 林務長」を「会計管理者」に改める。

別表第二中「知事政策局次長」を「感染症対策統轄官補 知事政策局次長」に、「リニア交通局長」を「リニア未来創造局長」に、「森林環境部次長」を「林政部次長 環境・エネルギー部次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回 令和三年八月二十五日（水）及び同月二十六日（木）（いずれの日でもあるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回 令和三年十二月二十五日（土）及び同月二十六日（日）（いずれの日

であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター

三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可（以下「猟銃等の所持の許可」という。）を受けている場合にあっては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書（おおむね申請前六月以内のもの）

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円（法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送により七の申請書の提出先に提出すること。

六 申請書の受付期間

1 第一回 令和三年六月二十一日（月）から同年七月二十日（火）までの消印のあるものを有効とする。

2 第二回 令和三年十月十九日（火）から同年十一月十六日（火）までの消印のあるものを有効とする。

3 第一回及び第二回の試験の定員はそれぞれ百二名とし、定員に達した場合は、

受付期間内であっても申請を受け付けない。

七 申請書の提出先 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所 住所地为所管する山梨県林政部林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者 令和三年九月十四日まで有効の狩猟免許を持っている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五(二)に掲げる書類

(三) 第一の五(三)に掲げる書類

(四) 第一の五(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間 令和三年六月一日(火)から同月三十日(水)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

七 申請書の提出先 申請者の住所地为所管する山梨県林政部林務環境事務所森づくり推進課

第三 問合せ先 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課(電話〇五五―二二三―一五二〇)又は申請者の住所地为所管する山梨県林政部林務環境事務所森づくり推進課

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、令和三年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(製造 輸入) 年月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
清水港飼料株式会社清水工 場 静岡県静岡市清水区幸町	富士飼料 山梨県北杜市白州町	まるス印肉牛用配合 レツト	同	一 二・八	三 ・九	三 ・一	五 ・三	〇 ・九八	〇 ・四七	
中部飼料株式会社多工 場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家 塚	肥育前期用・後期用 マル中印ブロイラー 配合飼料さわやか後 期	同	二 〇・七	八 ・九	二 ・〇	四 ・七	〇 ・八三	〇 ・五六	
同	同	マル中印肉豚肥育用 配合飼料愛知肉豚	同	二 二・一	二 ・二	三 ・〇	七 ・一	一 ・一六	一 ・〇五	
J A 東日本くみあい飼料株 式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	J A 東日本くみあい飼料 株式会社山梨営業所 山梨県南アルプス市下高 砂	くみあい配合飼料甲 斐ビーフ	令和三年 二月	一 三・二	三 ・八	六 ・一	四 ・〇	〇 ・四八	〇 ・四七	
同	同	くみあい配合飼料子 牛育成用はぐくみパ ワー	同	一 八・六	二 ・九	五 ・三	六 ・四	一 ・一一	〇 ・五五	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

栄 養 成 分 に 関 する 検 査

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が内任及び就任した旨届出があった。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 内任

役職名	氏名	住所	内任年月日
理事	川村正雄	南アルプス市有野六百六十一番地	令和三年三月三十一日
同	中嶋義幸	南アルプス市飯野新田千五十五番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	深沢辰志	南アルプス市有野二千八百五十四番地一	同
同	望月一夫	南アルプス市飯野新田七百五十九番地	同
同	佐々木公夫	南アルプス市築山二百二十七番地	同
同	河村賢司	南アルプス市有野五百六十一番地	同
同	飯田照男	南アルプス市飯野新田九百三十二番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	堀田敏朗	南アルプス市飯野新田六十九番地二	同
監事	飯田毅	南アルプス市飯野新田五百六十五番地	同
同	櫻本雅彦	南アルプス市有野八百九十八番地	同
同	伊藤彰人	南アルプス市有野三百十九番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	深沢辰志	南アルプス市有野二千八百五十四番地一	令和三年四月一日
同	望月一夫	南アルプス市飯野新田七百五十九番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	飯田照男	南アルプス市飯野新田九百三十二番地	同
同	河村賢司	南アルプス市有野五百六十一番地	同
同	佐々木公夫	南アルプス市築山二百二十七番地	同

同	同	同	同	同	同
浅利武仁	清水忠広	堀田敏朗	伊藤均	石原博道	斎藤孝
南アルプス市飯野新田千六十八番地	南アルプス市有野千二百一番地	南アルプス市飯野新田六十九番地二	南アルプス市有野千二百七十番地	南アルプス市飯野新田九百四十五番地	南アルプス市有野三千八百二十五番地
同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和三年四月十九日

一 退任  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	雨宮進	山梨市市川千八百二番地	令和三年三月三十一日
理事	丸山巖	山梨市市川千九百六十番地	同
同	矢崎一巳	山梨市市川千六百三十三番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三枝喜雄	矢崎孝一	雨宮清紀	深沢糸子	鶴田馨	小林昭徳	武藤孝明	鈴木一仁	市川武則	根津富士夫	大村英仁	佐藤勝也			
山梨市市川三百八番地一	山梨市市川二百七十七番地五	山梨市北千四十二番地	山梨市北三番地四	山梨市北二百三番地	山梨市西二千二百八十四番地	山梨市西千九百二十三番地	山梨市西千四百四十五番地二	山梨市市川千九百九十四番地	山梨市市川八百六十四番地	山梨市北六百三十七番地	山梨市西二千七番地			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	雨宮茂由	山梨市市川三千百十八番地	令和三年四月一日
理事	荻原修	山梨市市川七百六十六番地	同
同	寺島仁	山梨市市川七百二十四番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
松土正美	手塚泰和	雨宮正人	古屋一郎	雨宮朝幸	青柳泉	佐藤好幸	鶴田聖也	遠藤修	市川文吉	辻寛治	古屋宏
山梨市市川千二百十七番地一	三 山梨市西二千五百六十四番地	山梨市北五百三十五番地	山梨市市川千六百三十八番地	山梨市西二千三番地	一 山梨市東二千二百四十一番地	山梨市西四百五十五番地	山梨市北九百十四番地	山梨市北六百番地	山梨市北四百九十七番地一	山梨市市川二百九十三番地	山梨市市川二千六百六十六番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル五百））

二 測量の地域 北杜市及び韮崎市

三 測量の期間 令和二年十月三十日から令和三年三月二十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）

二 測量の地域 富士川本川および早川

三 測量の期間 令和二年六月十日から令和三年三月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）

二 測量の地域 笛吹川および日川、重川

三 測量の期間 令和二年六月十日から令和三年三月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局河川部から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量・数値図化）
- 二 測量の地域 丹波山村、山梨市、小菅村、甲府市、上野原市及び笛吹市
- 三 測量の期間 令和二年五月三十日から令和三年三月三十日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により北杜市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市全域
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市曲輪田・飯野地先外
- 三 測量の期間 令和三年四月五日から同年九月三十日まで

## 正 誤

令和三年三月三十一日（号外第十三号）公布山梨県教育委員会規則第三号山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則附則第二項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）」は、令和三年三月三十一日公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の公布により「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号）」となった。